

弁理士法の見直し改正について

平成18年4月

日本弁理士会

I. 改正の視座

平成12年改正弁理士法の附則第13条にその旨が規定された、当該弁理士法の施行後5年を経過した場合における見直し。

この見直しの結果としての、司法制度改革・知財制度改革に整合した弁理士による知財専門サービスの拡充を図ることを目的とした弁理士法の改正。

II. 平成12年改正弁理士法の施行下における問題点

- 1. 弁理士業務遂行能力(実務能力)が十分でない新たな弁理士の増加**
- 2. 弁理士の社会的役割の変化に適切に対応できない弁理士の出現**
- 3. 弁理士による総合的な知財専門サービスの提供に支障となる業務上の制約の残存**
- 4. ユーザの要求に応えるためのサービス提供体制の整備不足**
- 5. 弁理士法第1条に規定する弁理士制度の目的に分かり難さがあること。**

1. 弁理士業務遂行能力(実務能力)が十分でない新たな弁理士の増加

- ・実務に必要な知財関係国際条約についての理解に難がある新しい弁理士が増えている。
- ・専権業務の遂行に必要とされる最低限の実務能力を具えていない新しい弁理士が増えている。

2. 弁理士の社会的役割の変化に適切に対応できない弁理士の出現

- ・弁理士の社会的役割の変化を的確に把握できず、弁理士業務の拡大に十分に対応できない弁理士が現れてきている。

3. 弁理士による総合的な知財専門サービスの提供に支障となる業務上の制約の残存

- ・弁理士が、ユーザの求めに応じて、知的創造サイクル全般に亙り一貫した行き届いた知財専門サービスを提供すべきとき、それを阻止する業務上の制約が残存している。
- ・具体的には、国内における外国出願関連業務について明確な規定が無いこと、弁理士の業務実態に即していない利益相反規定、限定的過ぎる特定不正競争の概念、関税定率法上の「認定手続」に関する税関長に対する手続代理についての制約等々。

4. ユーザの要求に応えるためのサービス提供体制の整備不足

- ・弁理士には、知財専門サービスを高い信頼性と安定性をもって継続的に提供することが要求されているが、そのための特許事務所の経営形態、役割分担、責任等の面における多様化が十分に図られていない。
- ・ユーザの要求に的確に応えられる弁理士情報の開示と弁理士へのアクセス手段の提示とが十分に図られていない。

5. 弁理士法第1条に規定する弁理士制度の目的に分かり難さがあること

- ・工業所有権に加えてその他の知的財産権の適正な保護及び利用の促進に資することも弁理士制度の目的に含まれており、平成12年の弁理士法改正以降、工業所有権以外の知的財産権のウエイトが増してきているという実態がある。弁理士法第1条は、斯かる弁理士制度の目的を規定するに、「工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、」との表現を用いているが、弁理士制度の実態を反映した分かり易い規定とは言い難い。

III. 弁理士法の見直しによる改正が望まれる事項

- 1. 新たに弁理士となる者の実務能力向上を図る施策の導入**
- 2. 既存の弁理士の能力増強を図る施策の導入**
- 3. 弁理士が知的創造サイクル全般に亙って行き届いた知財専門サービスを提供できるようにする業務環境の整備**
- 4. 弁理士による知財専門サービス供給体制を拡充させる制度環境の整備**
- 5. 弁理士法第1条における「工業所有権」の「知的財産権」への変更**

1. 新たに弁理士となる者の実務能力向上を図る施策の導入

＊試験と研修とを不可分とした新たな弁理士試験研修制度を導入する。

(1) 試験は弁理士としての基本的素養を担保し、研修は必要最小限の実務能力を担保するものとする。

(2) 試験：

- ・論文式試験に、パリ条約を主とした条約課目を加える。

(3) 研修：

- ・試験合格後の弁理士登録要件として義務化するとともに、例外的措置としての免除を伴うものとする。
- ・適正な受講を確認する効果確認考査をもって終了する。
- ・国が制度設計を行い、日本弁理士会が国の委託を受けて実施する。
- ・試験合格者が容易に受講できる研修手法を整える。

2. 既存の弁理士の能力増強を図る施策の導入

＊弁理士登録後における周期的研修を義務付ける義務研修制度を導入する。

- (1) 周期的研修は、原則として全弁理士を対象とし、各種の制度改革、技術的進歩、社会情勢の変革等に対応した時宜に適ったものとする。
- (2) 日本弁理士会が、外部研修機関の活用を視野に入れて、周期的研修を行う。

3. 弁理士が知的創造サイクル全般に亘って行き届いた知財専門サービスを提供できるようにする業務環境の整備

＊司法制度改革・知財制度改革のもとで、弁理士が知財専門家としての社会的役割をより一層効果的に果たせるようにすべく業務環境を整備する。

- (1) 国内における外国出願関連業務について、弁理士が弁理士としての義務と責任とをもって遂行する業務（標榜業務）であることを明記する。
 - ・我が国で生まれた知的財産を諸外国・国際機関においても適切な知的財産権による確実な保護のもとに置き、我が国産業の国際競争力の強化に資するため。

(2) 利益相反規定(弁理士法第31条,第48条)を、弁理士の業務実態に鑑み、当事者対立構造をとる事件と当事者対立構造をとらない事件とに区別し、夫々の事件に関する業務について別個に制限するものに改める。

- ・当事者対立構造をとる事件の受任前から継続受任中の、当事者対立構造をとらない事件又はそれから派生する事件、についての業務を行うことができなくなる事態を無くす。

(3) 「特定不正競争」に、不正競争防止法第2条第1項に規定する不正競争であって、同項第13号、第14号及び第15号に掲げるもの(第14号に掲げるものにあつては、知的財産権に関わる虚偽の事実に関するものに限る。)を含ませる。

- ・「特定不正競争」という概念が、弁理士が具える知的財産権に関する知見を利用する者に不利益をもたらす事態、を回避する。

(4) 関税定率法に規定される「認定手続」に関する税関長に対する手続代理について、権利者が行う手続の代理に加え、輸入者が行う手続の代理も行えることとする。

- ・「認定手続」にあたり、権利者のみならず輸入者も弁理士の専門的知見を活用することができるようにして、権利者と輸入者についての公平性を担保する。

4. 弁理士による知財専門サービス提供体制を拡充させる制度環境の整備

＊特許事務所の経営形態,役割分担,責任等の面における多様化、及び、弁理士情報の開示と弁理士へのアクセス手段の提示について、制度的推進を図る。

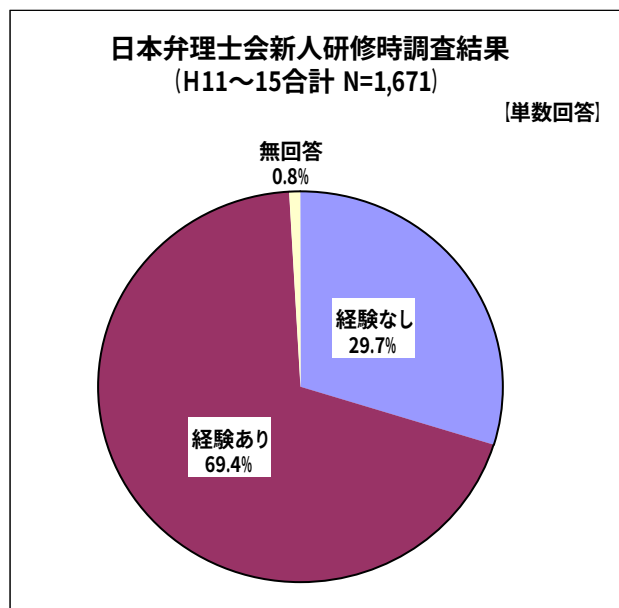
- (1) 特許業務法人制度について、一人社員法人制度及び指定社員無限連帯責任制度を導入する。
 - ・一人社員法人制度は、一人社員法人設立後における複数社員法人化あるいは他の特許業務法人との合併による事務所規模の拡大を容易にする。
 - ・指定社員無限連帯責任制度は、社員に、より高度な専門化,多様化に対応するための役割分担を徹底させ、効率的な総合的知財専門サービスを提供することに意欲を持たせる。
 - ・一人社員法人制度の導入及び指定社員無限連帯責任制度の導入は、特許業務法人制度を使い勝手の良いものに改善する。
- (2) 弁理士情報の開示及び弁理士へのアクセス手段の提示に関する事項を、日本弁理士会の役割として明記する。
 - ・ユーザが弁理士を選定する際に効果的に役立つ、弁理士情報の妥当な範囲での開示及び使い易い弁理士アクセス手段の提示についての組織的展開を、日本弁理士会の役割の一つとして明確に位置付ける。

5. 弁理士法第1条における「工業所有権」の「知的財産権」への変更

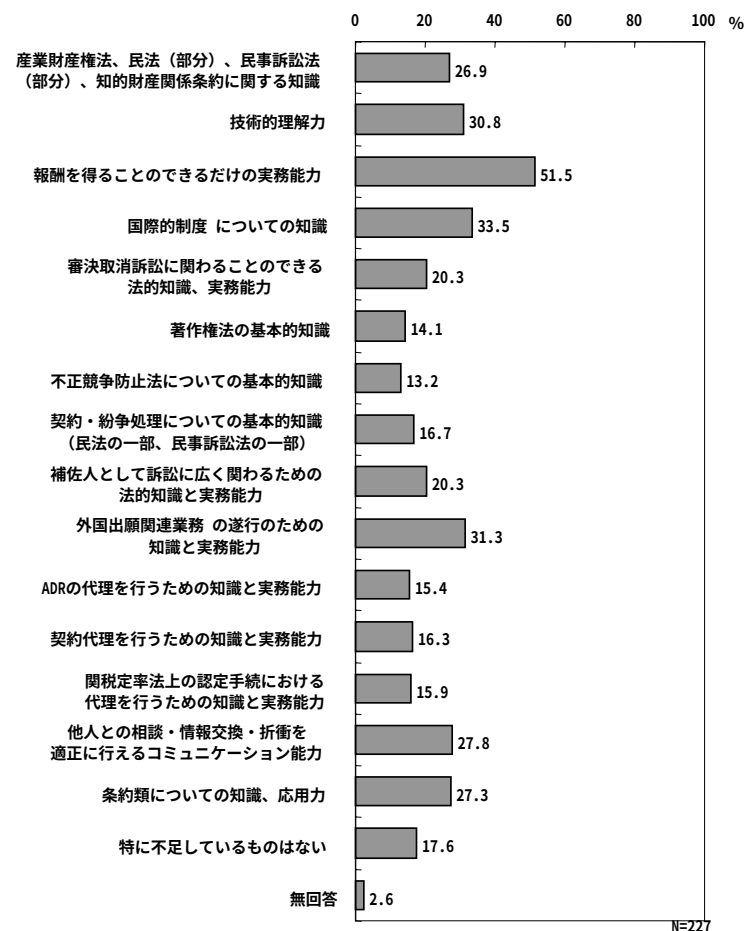
**＊弁理士法第1条に「工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、」とあるのを、
「知的財産権の適正な保護及び利用の促進に寄与し、」に変更する。**

- ・平成12年の弁理士法改正時には、工業所有権に加えてその他の知的財産権の適正な保護及び利用の促進に資することも弁理士制度の目的に含まれるとしたもとで、本来的業務のウエイトから見ても工業所有権を中心とすべきとして「工業所有権」の用語が用いられた。しかしながら、その後裁判外紛争解決手続の代理等を通じて工業所有権以外の知的財産権のウエイトも増しているという実態も踏まえて、弁理士制度の目的を分かり易くすべく、「知的財産権の適正な保護及び利用の促進に寄与し、」とすることが望まれる。

弁理士試験合格者の実務経験

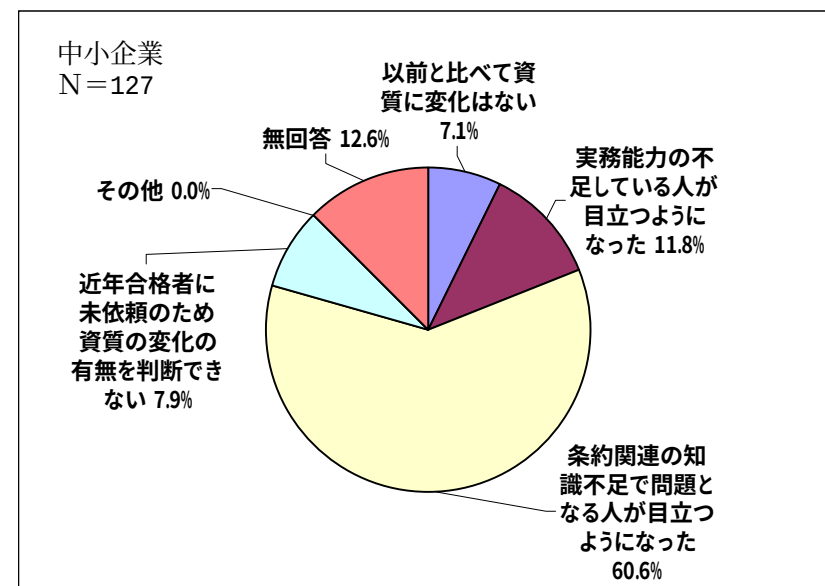
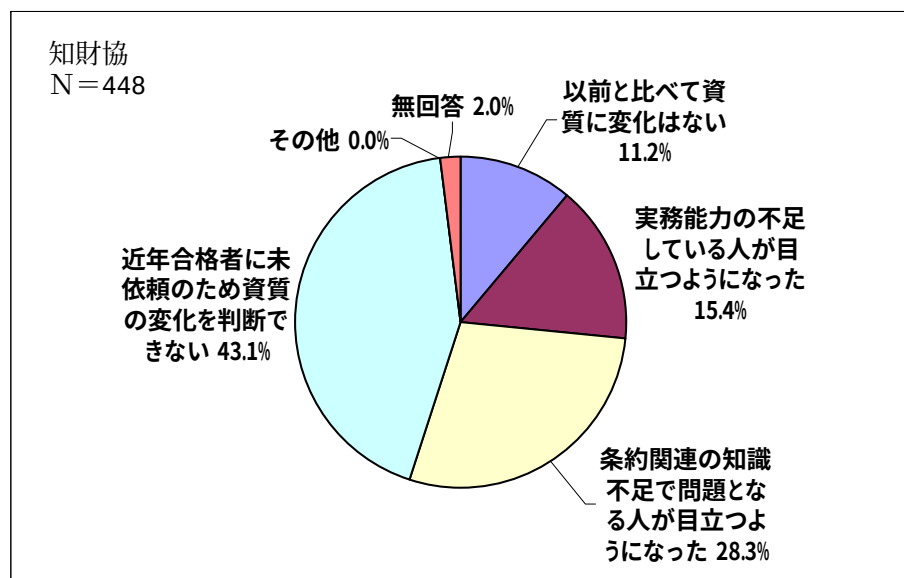


問11-1 平成14年度以降の試験合格者は、それ以前の合格者の採用時と比較して、特に不足していると思われるものは何だと思われますか。(答はいくつでも)



弁理士法改正に向けた実態・意識調査集計結果
(平成18年1月 日本弁理士会)より

近年（平成14年頃以降）における弁理士試験合格者数の増加に伴い、質的充実が伴っていないのではないかという意見がありますがどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○をつけてください。



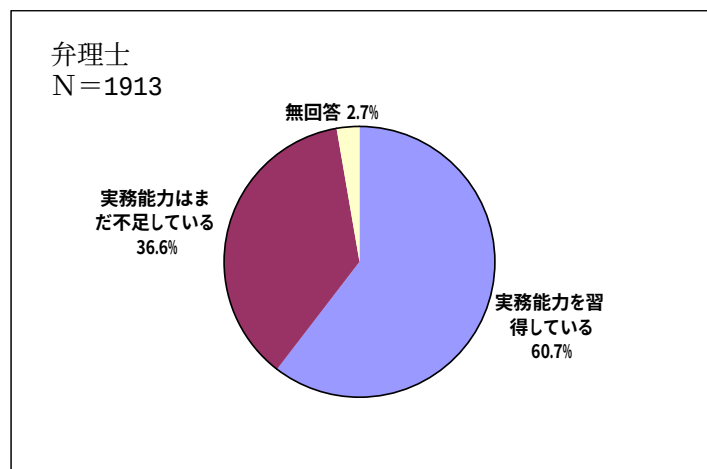
(財) 知的財産研究所「弁理士制度の実態及び方向性に関するアンケート調査」より

資料3

弁理士の社会的役割の変化に適切に対応できない弁理士の出現

[3]

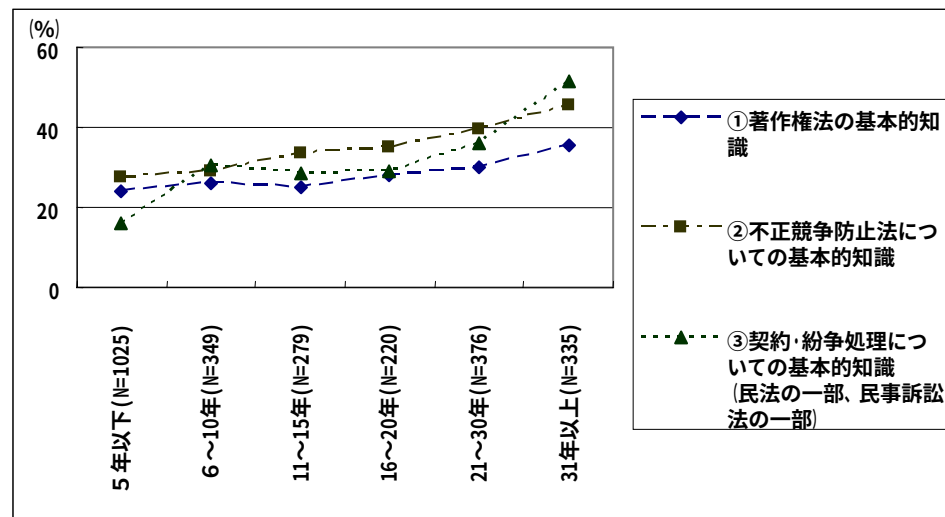
弁理士として業務遂行するためには、弁理士資格を取得するだけでなく、実務経験や修習を積み、実務能力を習得する必要があると思われます。あなたは既に弁理士として業務遂行するための、実務能力を習得しているとお考えですか。下記選択肢の中から当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。



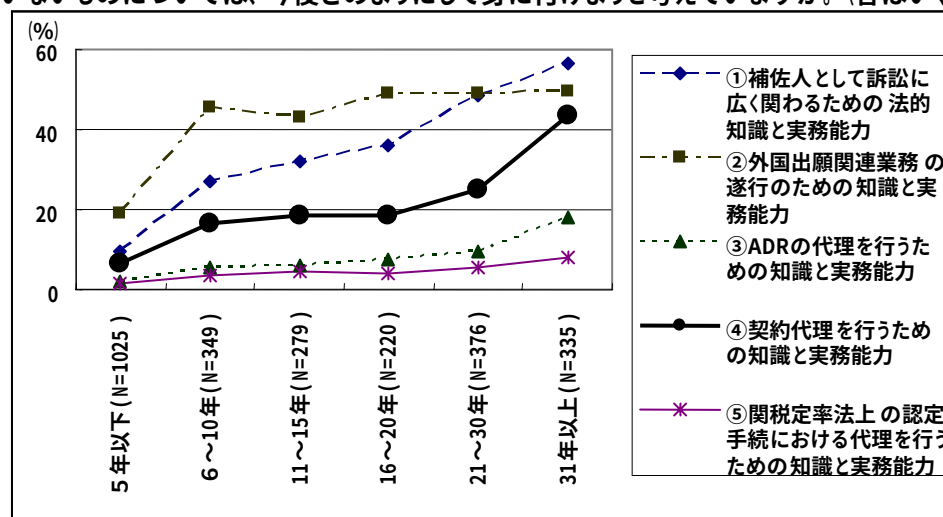
【上図】(財)知的財産研究所「弁理士制度の実態及び方向性に関するアンケート調査」より

【右2図】弁理士法改正に向けた実態・意識調査集計結果
(平成18年1月 日本弁理士会)より

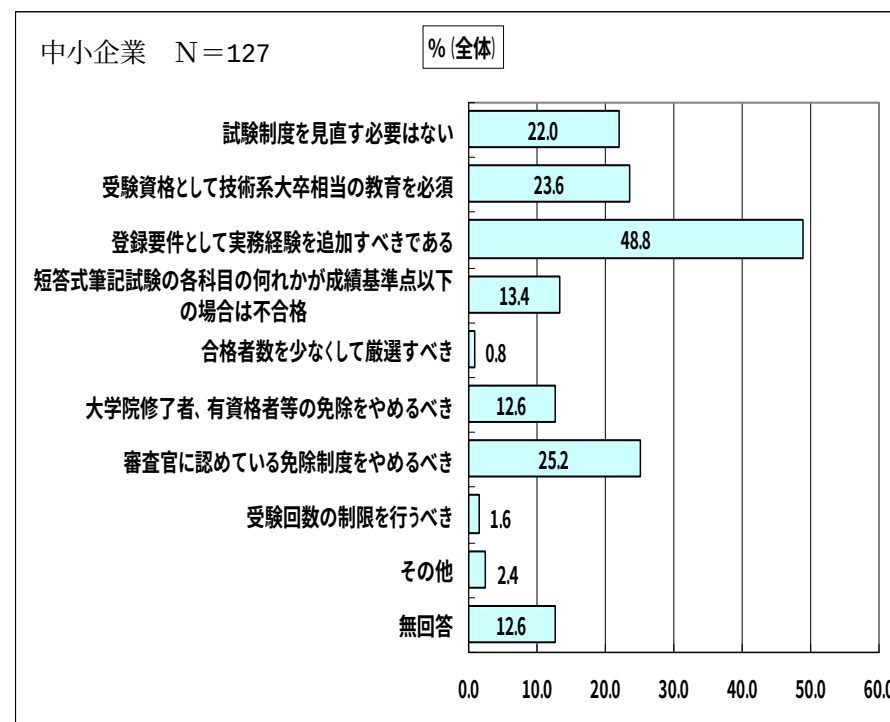
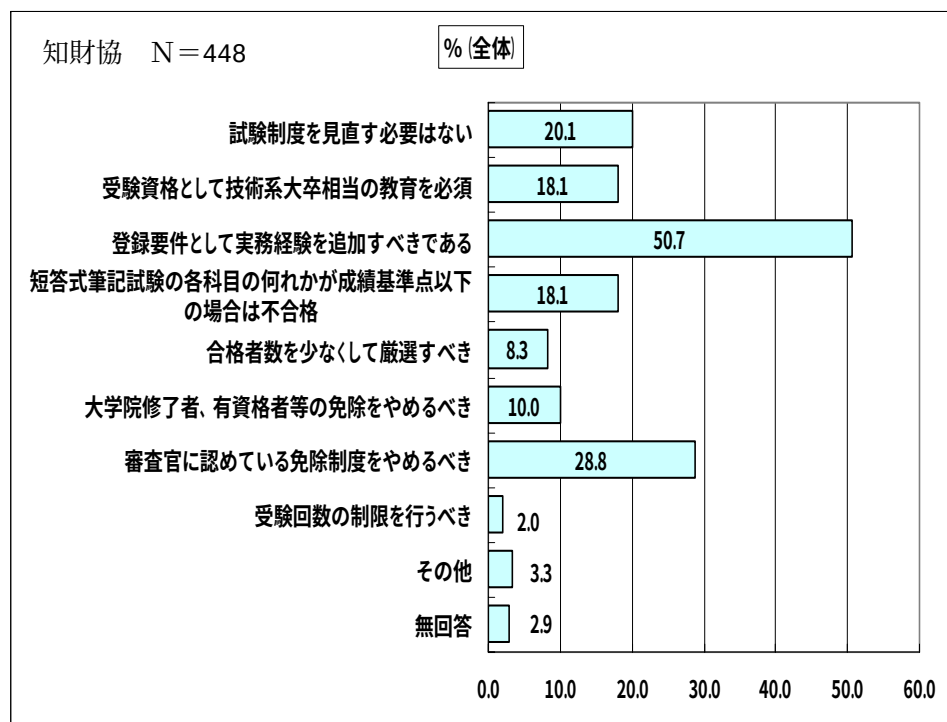
あなたは、産業財産権法に密接に関係する周辺法に関して、弁理士として最低限身に付けなければならない知識や素養、能力について、すあなたでに身に付けていると思われますか。また、身に付けていないものについては、今後どのようにして身に付けようと考えていますか。(答はいくつでも)



あなたは、産業財産権に密接な周辺業務に関して、弁理士として最低限身に付けなければならない知識や素養、能力について、すでに身に付けていると思われますか。また、身に付けていないものについては、今後どのようにして身に付けようと考えていますか。(答はいくつでも)



弁理士の一定の資質を確保する観点から、弁理士試験制度を見直すべきと思われますか。
下記選択肢の中から当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○をつけてください。



資料5

日本弁理士会研修所の新人研修受講率

[5]

受講対象者	弁理士試験合格者数(A)	研 修	課目数	受講者数(B)(B/A)	修了者数(C)(C/B)	全課目受講者数(D)(D/B)
平成11年度 弁理士試験合格者	211名	平成11年度弁理士実務総合研修会	75課目	211名(100%)	151名(71.6%)	—
平成12年度 弁理士試験合格者	255名	平成12年度弁理士実務総合研修会	61課目	255名(100%)	160名(62.7%)	—
平成13年度 弁理士試験合格者	315名	平成13年度弁理士実務総合研修会	62課目	282名(89.5%)	195名(69.1%)	—
平成14年度 弁理士試験合格者	466名	平成14年度新人研修	33課目	378名(81.1%)	288名(76.2%)	57名(15.1%)
		平成15年度新人継続研修	20課目	355名(76.2%)	208名(58.6%)	36名(10.0%)
平成15年度 弁理士試験合格者	550名	平成15年度新人研修	31課目	476名(86.5%)	315名(66.2%)	46名(9.7%)
		平成16年度新人継続研修	20課目	372名(67.6%)	221名(59.4%)	54名(14.5%)
平成16年度 弁理士試験合格者	633名	平成16年度新人研修(前期)	30課目	501名(79.1%)	416名(83.0%)	72名(14.4%)
		平成17年度新人研修(後期)	20課目	435名(68.7%)	327名(75.2%)	37名(8.5%)
平成17年度 弁理士試験合格者	711名	平成18年 新人研修(前期)	28課目	586名(82.4%)	—	—
		平成18年 新人研修(後期)	20課目	—		

*平成17年度弁理士試験合格者を対象とした研修より、修了を前期と後期の通算(48課目)で判断することとした。

それに伴い、研修名を変更した。(平成18年 新人研修(前期、後期))

日本弁理士会研修所調べ

資料 6

ユーザの外国出願に関する業務依頼先

[6]

知財協 問57 中小企業 問52

海外に特許等の出願をしている方（したことがある方）にお伺いします。海外に特許等を出願する際の業務の依頼先はどこですか。該当する業務と対応する外部専門家のすべてにつき、該当する欄に○をつけてください。

	直接現地の弁 理士（特許 士も含む）	直接現地の弁 理士	他の国の 直接現地の 弁理士（サ ービス会社 等）	日本 の弁理士	日本 の弁理士	日本 の弁理士 の通じて 現地の 弁理士等	日本 の弁理士 の通じて 現地の 弁理士等	日本 の弁理士 の通じて 現地の 弁理士等 （翻訳会社 等）	回答 社数
【知財産】									
外国法・判例・実務の情報の収集	108	53	24	117	28	163	25	66	300
外国法・判例・実務の情報の分析	93	43	12	94	24	141	27	42	273
特許・登録性調査	65	16	11	74	8	132	10	36	243
願書・明細書のドラフト（日本語）	16	8	3	310	6	56	3	24	368
日本語ドラフトの翻訳作業	39	10	4	275	7	102	2	111	402
願書・明細書のドラフト（外国語）	77	20	3	216	5	194	9	60	401
外国特許庁に対する手続代理	132	26	2	75	4	311	13	32	420
外国特許庁からの拒絶に対する応答ドラフト作成	122	25	1	170	5	284	12	33	414
【中小企業】									
外国法・判例・実務の情報の収集	3	2	1	27	0	20	4	2	51
外国法・判例・実務の情報の分析	2	2	0	25	0	19	5	2	49
特許・登録性調査	3	2	1	27	0	21	5	2	50
願書・明細書のドラフト（日本語）	1	1	0	69	0	16	4	2	88
日本語ドラフトの翻訳作業	2	3	0	56	0	19	4	11	84
願書・明細書のドラフト（外国語）	5	2	0	43	0	40	5	4	88
外国特許庁に対する手続代理	6	4	0	35	0	55	7	3	98
外国特許庁からの拒絶に対する応答ドラフト作成	5	4	0	39	0	47	5	3	89

(財) 知的財産研究所「弁理士制度の実態及び方向性に関するアンケート調査」より

資料7

ユーザの外国出願に際しての弁理士への期待

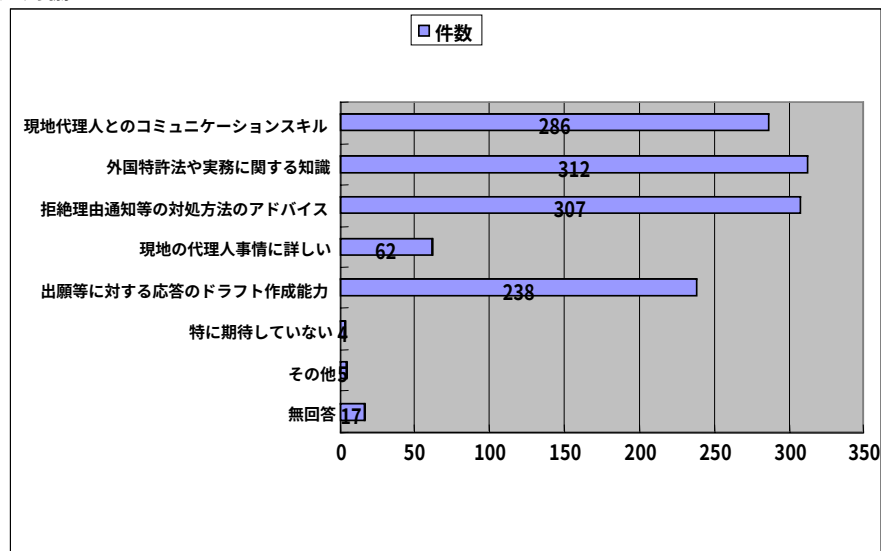
[7]

知財協 問58 中小企業 問53

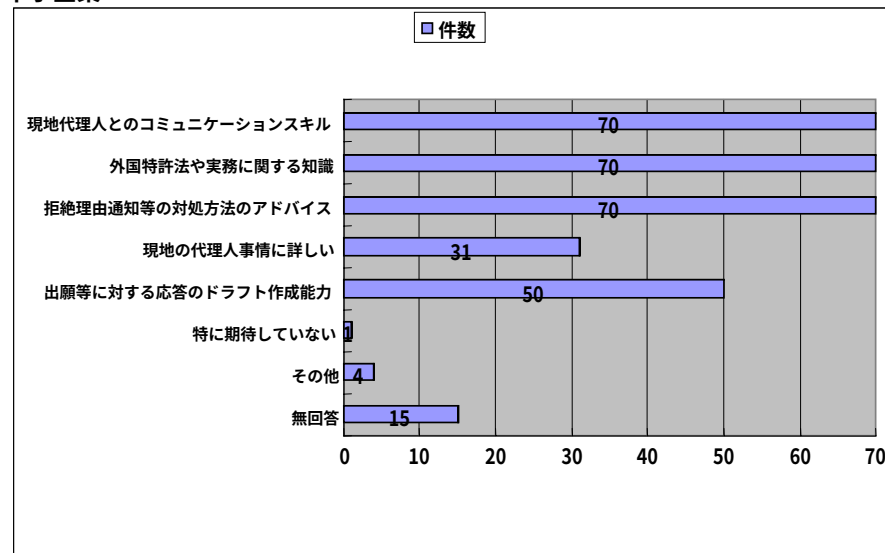
日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○をつけてください。

日本の弁理士を通じて外国出願の際に求めること（MA）

知財協 N=448

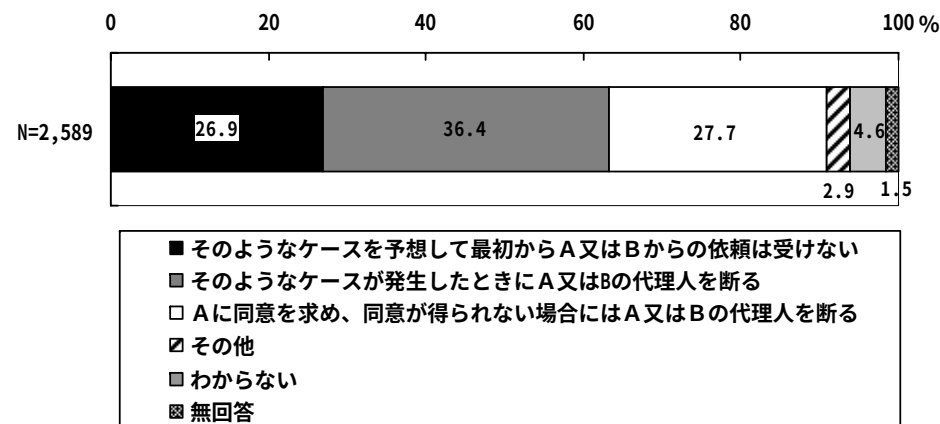


中小企業 N=127

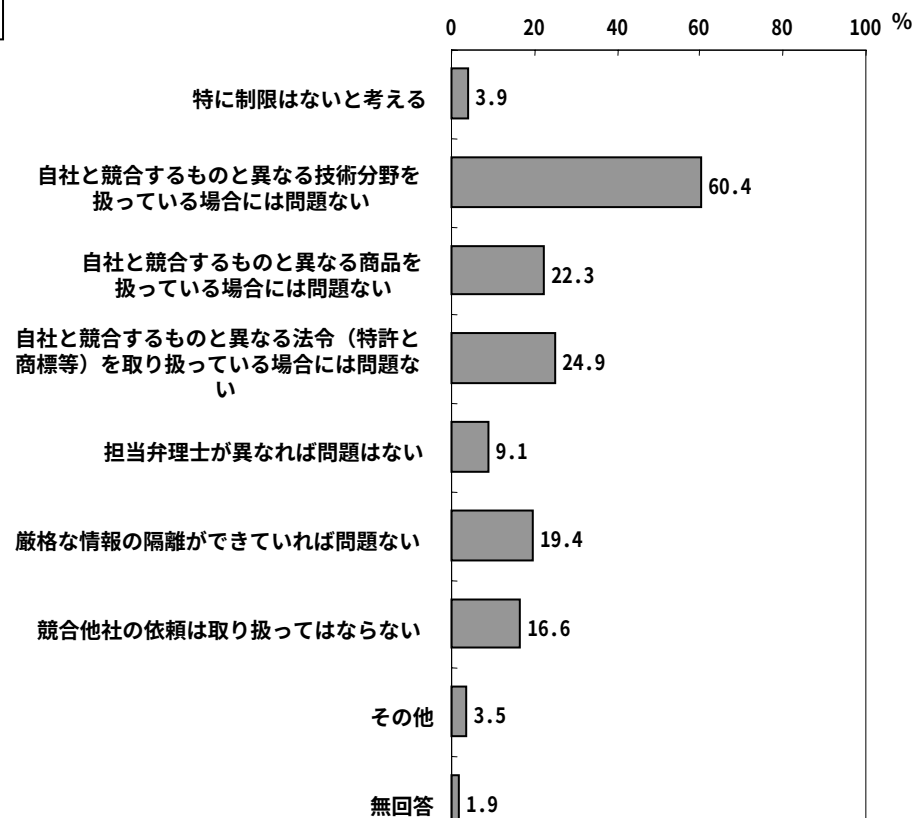


(財) 知的財産研究所「弁理士制度の実態及び方向性に関するアンケート調査」より

問39 [すべての方がお答えください] 自己が権利化まで関与したあるクライアントAの特許について、他のクライアントBから無効審判が請求された場合、無効審判被請求人(A)の代理人になると、Aの同意がなければ、クライアントBからの「他の事件」を受任することかできません。貴方は、どのように対処しますか。(答はひとつだけ)

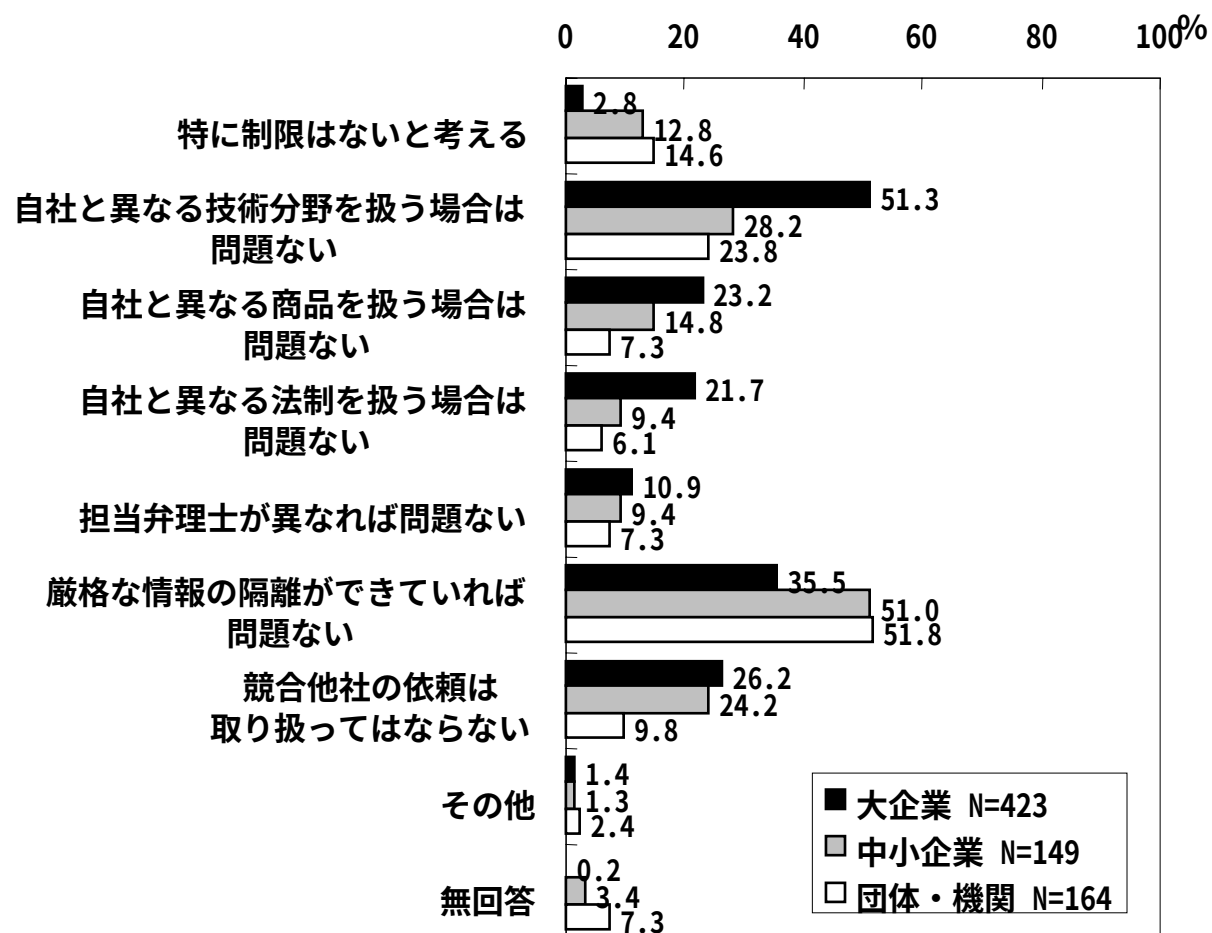


問40 競合他社の業務の受任について、どう考えますか。(答はいくつでも)



N=2,589

問26 [すべての方がお答えください] 貴社が依頼している特許事務所が、競合他社の業務を受託する場合、どこまでなら許容されると思いますか。(答えはいくつでも)



資料10

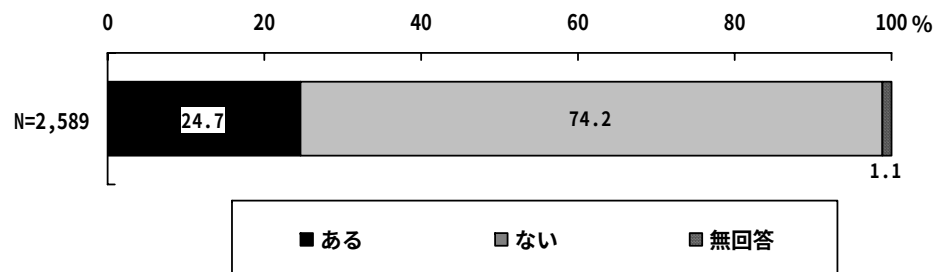
弁理士の業務には属さない不競法の業務

[10]

特許を侵害していないのに侵害と流布する行為 (不競法第2条1項第14号関連)

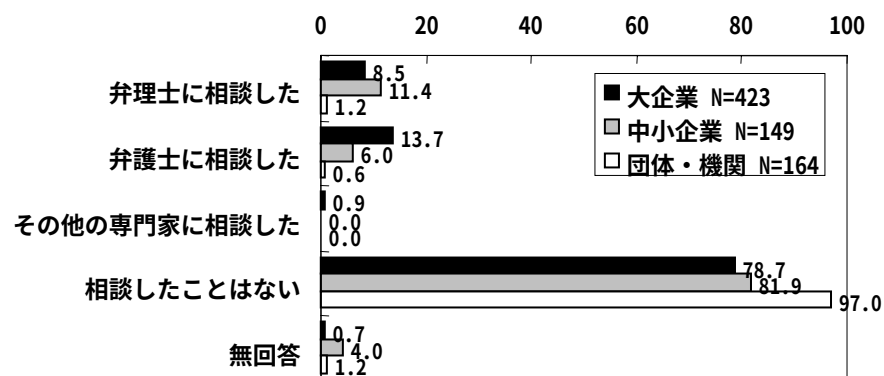
[弁理士の回答]

問26 特許等の非侵害と考えられるにも拘わらず、侵害であると流布される又は流布する行為 (不正競争防止法第2条1項第14号) に関連してクライアントから相談されたことがありますか。

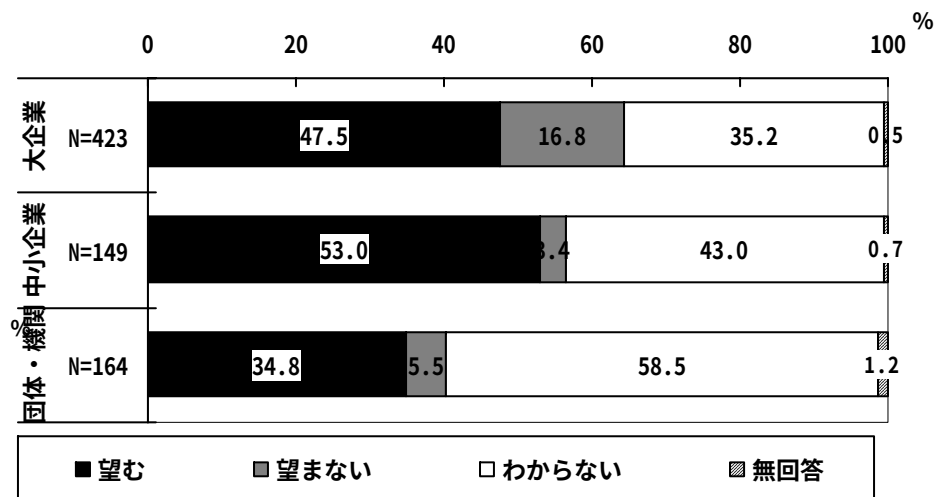


[ユーザの回答]

問15 特許等の非侵害と考えられるにも拘わらず、侵害であると流布される又は流布する行為 (不正競争防止法第2条1項第14号) に関連して専門家に相談したことがありますか。 (答はいくつでも)



問16 [すべての方がお答えください] 将来、不正競争防止法第2条1項14号に関する事案に、弁理士が関与することができるようになることを望みますか。 (答はひとつだけ)



弁理士法改正に向けた実態・意識調査集計結果(平成18年1月 日本弁理士会)より

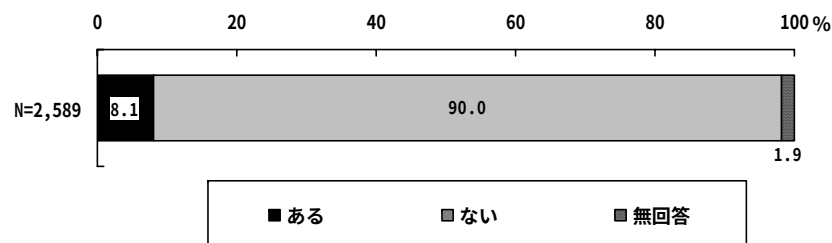
資料11

認定手続等における輸入者側への対応

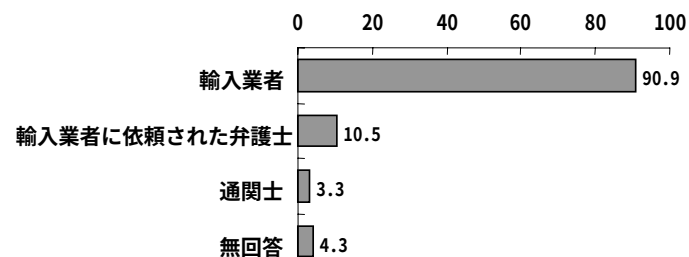
[11]

【弁理士の回答】

問30 特許等の侵害貨物の認定手続、輸入差止申立について、輸入業者等から相談を受けたことがありますか。

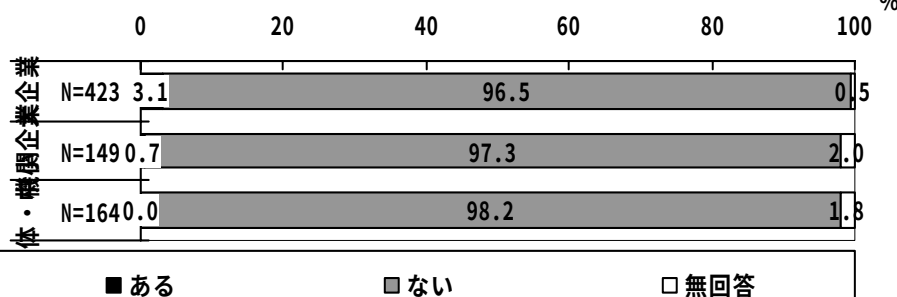


問30-1 誰から相談されましたか。(複数回答)

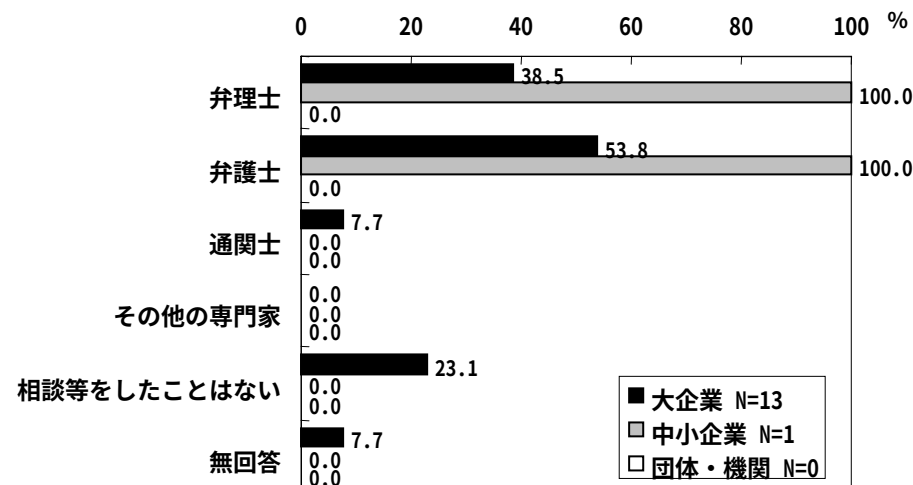


【ユーザの回答】

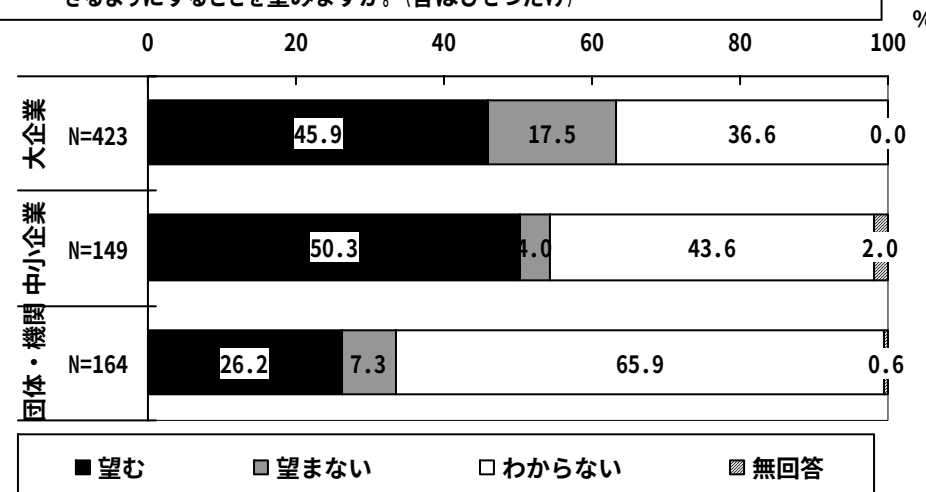
問19 自社の輸入貨物に対して、特許等の侵害貨物の手続がとられたこと、または輸入差止申立がなされたことがありますか。(答はひとつだけ)



問19-1 【問19で「1) ある」と答えた方のみ】 そのとき、専門家に相談しましたか。(答はいくつでも)



問20 【すべての方がお答えください】 今後、貴社の輸入貨物に対する特許等の侵害貨物の認定手続、輸入差止申立への対応に関して、弁理士に依頼することができますようにすることを望みますか。(答はひとつだけ)



資料12

特許業務法人制度の見直し

[12]

【弁理士の回答】

問42 【特許業務法人以外の事務所を経営している弁理士のみ】 今後、あなたの経営する事務所が法人化するには、どのような制度が整備される必要がありますか。(答はいくつでも)

特許事務所の構成

主たる事務所における弁理士人数

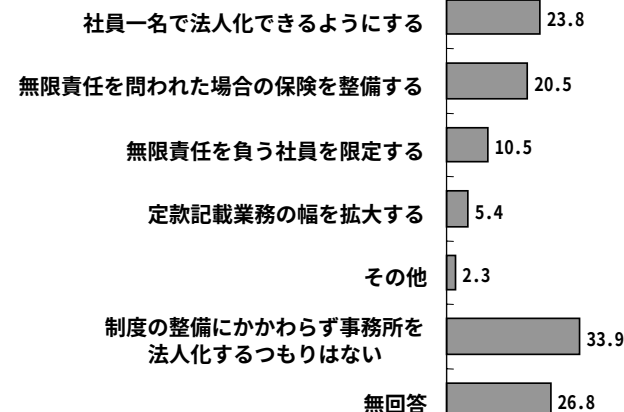
弁理士数	事務所数	小計	弁理士割合	事務所割合
・1人	2,225	2,225	33.2%	69.4%
・2人	465	930	13.9%	14.5%
・3人	181	543	8.1%	5.6%
・4人	102	408	6.1%	3.2%
・5人	60	300	4.5%	1.9%
・6人	43	258	3.9%	1.3%
・7人	26	182	2.7%	0.8%
・8人	17	136	2.0%	0.5%
・9人	11	99	1.5%	0.3%
・10人以上	38	441	6.6%	1.2%
・15人以上	11	176	2.6%	0.3%
・20人以上	10	212	3.2%	0.3%
・25人以上	3	76	1.1%	0.1%
・30人以上	1	30	0.4%	0.0%
・35人以上	2	74	1.1%	0.1%
・40人以上	1	41	0.6%	0.0%
・45人以上	3	142	2.1%	0.1%
・50人以上	3	157	2.3%	0.1%
・55人以上	0	0	0.0%	0.0%
・60人以上	2	124	1.9%	0.1%
・65人以上	1	66	1.0%	0.0%
・70人以上	0	0	0.0%	0.0%
・75人以上	1	75	1.1%	0.0%
・80人以上	0	0	0.0%	0.0%

3,206

6,695

平成18年3月31日 日本弁理士会調べ

0 20 40 60 80 100



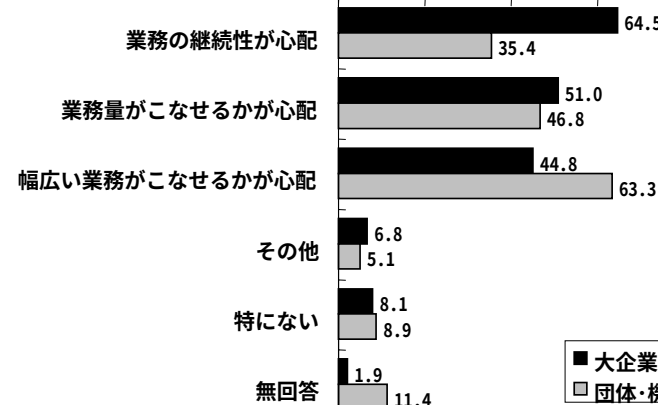
%

【ユーザの回答】

問25 小規模事務所に依頼されるときに感じられる問題点にはどのようなものがありますか。(答はいくつでも)

N=1,121

0 20 40 60 80 100%



■ 大企業 N=310
□ 団体・機関 N=79

弁理士法改正に向けた実態・意識調査集計結果(平成18年1月 日本弁理士会)より

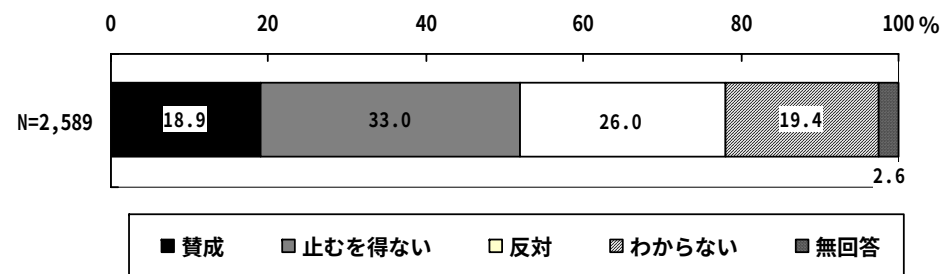
資料13

弁理士情報の開示

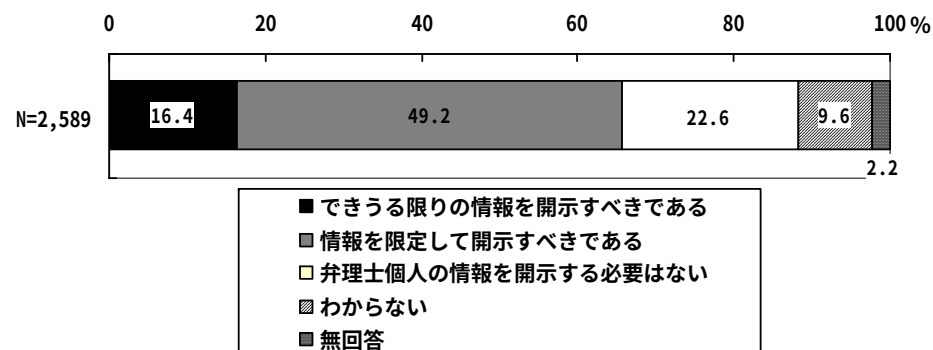
[13]

[弁理士の回答]

問46 [すべての方がお答えください] 弁理士法で弁理士個人又は事務所単位の情報開示を義務付けることについては、どのように思われますか。(答はひとつだけ)

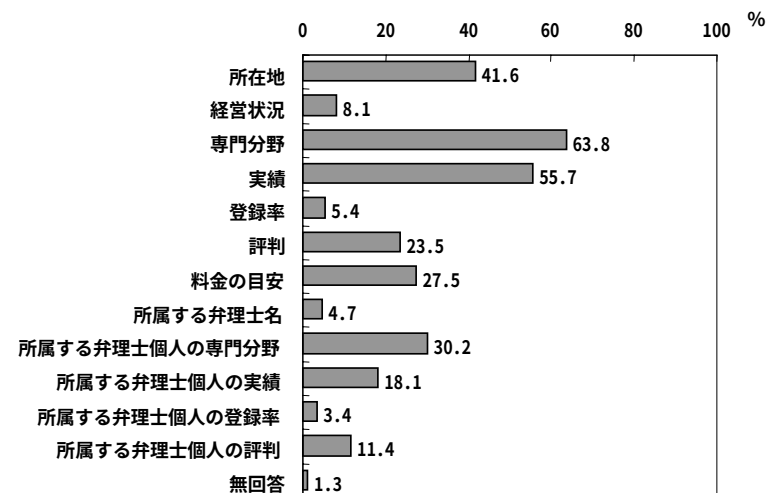


問47 日本弁理士会が事務所の情報を開示する際、弁理士個人の職務上の情報を開示することについては、どのように思われますか。(答はひとつだけ)

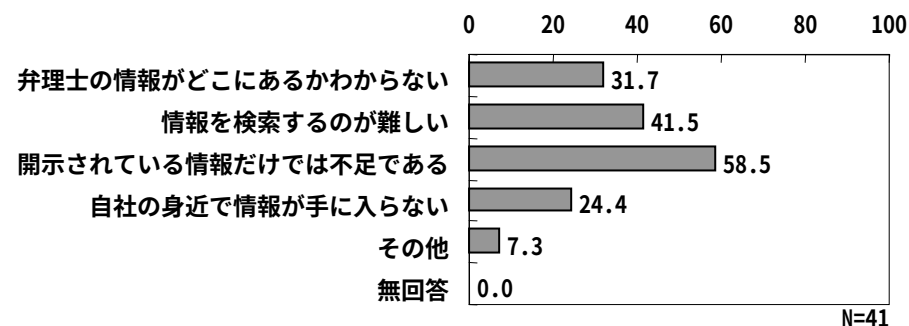


[ユーザの回答]

問3 貴社が特許事務所を選択されるときに参考にされる情報はどのようなものですか。(答はいくつでも)



問4-1 [問4「今まで、貴社が特許事務所や弁理士を探し、選択されるときに、情報収集で困ったことはありませんか。」において1)ある」と答えた方のみ] どのようなことで困りましたか。(答はいくつでも)



弁理士法改正に向けた実態・意識調査集計結果(平成18年1月 日本弁理士会)より

平成17年度日本弁理士会第2回臨時総会決議事項

(2005-12-21)

弁理士法改正の方向性についての確認

I. 新しい弁理士試験研修制度の導入

1. 技術と法律の素養を備えた、国際性のある知財専門家としての弁理士の特質を踏まえて、試験制度を充実すると共に、登録前研修の義務化を含む新しい弁理士試験研修制度の実現を図る。なお、弁理士の量的拡大は、質を十分に担保することを前提とする。

2. 弁理士試験研修制度の内容

(1) 弁理士試験と弁理士研修によって弁理士としての技術及び法律の素養と実務能力を担保するものとする。

(2) 弁理士試験合格者が弁理士研修を受け、弁理士研修修了者が弁理士登録を受けることができることとする（登録前研修）。

3. 研修のために必要な費用は、国が負担する。

II. 登録後の義務研修制度の導入

弁理士の能力増進を目的として、弁理士に対する時宜に合った義務研修を制度化する。

義務研修の費用は国が負担することとし、日本弁理士会が、外部研修機関の活用も視野に入れて、研修を行うこととする。

III. 弁理士業務環境の整備

1. 外国出願関連業務を、弁理士の業務として明記する。

2. 利益相反規定に関し、弁理士業務のうちの出願手続に関わるもの等の非紛争事件と当事者対立構造をとる紛争事件とを区別した上で、見直す。

3. 特定不正競争という概念を廃し、それに代えて不正競争防止法第2条第1項に規定する不正競争を充てる。

4. 税関長に対する輸入差止申立手続への関与を見直し、輸入者側の手続代理も行うことができるようにする。

5. 補佐人としての役割の充実を図り、著作権に関する事項、差止仮処分命令が執行後に取り消された場合における損害賠償事件についても、裁判所の許可を要することなく補佐人となることができるようにする。

IV. 弁理士による専門サービス提供体制の改善

1. 一人法人制度や指定無限責任制度等についての検討を含む特許業務法人制度の改善

2. 日本弁理士会の役割として、弁理士情報の開示等に関する事項を明記する。

V. 使命条項の導入